

●ビデオ会議の実施について

〔平成24年12月21日
日本学術会議第167回幹事会決定〕

日本学術会議における会議開催に当たっては、ビデオ会議の実施を推進することとし、具体的には以下に定める要領に従うこととする。

- 1 ビデオ会議とは、次の各号の要件すべてに合致する会議をいう。
 - (1) 日本学術会議庁舎以外の場所から参加する者（以下「遠隔地参加者」という。）が、電気通信技術とビデオ会議ソフト（スカイプ等）を用いて音声及び映像を即時に他の参加者に伝達すること（遠隔地参加者間の伝達を含む。）により、参加者が一堂に会するのと同等の議論を行えるものであること
 - (2) 遠隔地参加者を画面上で確認できること
- 2 ビデオ会議は、幹事会、委員会、分科会、小分科会及び小委員会（以下「委員会等」という。）において実施することができる。
- 3 非公開案件については、原則として、ビデオ会議の対象とする。ただし、各委員会等の長が、案件の内容に照らして適当でないと判断した場合は、対象から除くことができる。非公開案件を審議する際、遠隔地参加者は、遠隔地において審議を傍聴する者がいないことを確認する。
- 4 ビデオ会議による参加は、日本学術会議会則（平成17年10月24日日本学術会議規則第3号）第31条及び日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）第20条において準用する日本学術会議法（昭和23年7月10日法律第121号）第24条第1項の出席として扱うこととし、ビデオ会議は、第1項の要件及び定足数を満たすことによって成立する。
- 5 ビデオ会議を実施する場合には、当該委員会等の招集者は、あらかじめ事務局にその旨を申し出た上で、会議開催通知を発出することとする。会議開催日程の決定に際しては、事務局は、機材の状況等を踏まえ、必要に応じ、調整を行うこととする。
- 6 ビデオ会議の参加者が、ヘッドセット、ウェブカメラを使用できる環境にない場合、保有台数の範囲内で、事務局は前日までにヘッドセット及びウェブカメラを当該参加者に送付することとする。当該参加者は、会議終了後、1週間以内にヘッドセット及びウェブカメラを受取人着払いで返送することとする。
- 7 ビデオ会議を実施する場合の資料については、会議開催日の2日前（行政機関の休日を除く。）までに電子メール又は郵便等で事務局に送付することとする。事務局は当該

資料をメールで送付もしくは掲示板に掲示することとする。ただし、幹事会については、日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）第7条第4項及び第8条第1項に定めるとおりとする。

- 8 当該会議の議事進行を務めた者（委員会等の役員であることが望ましい）は幹事等に議事要旨を作成させるとともに、必ず出欠確認を行うこととする。
- 9 ビデオ会議の実施に当たっては、個人情報情報の漏えい防止など、セキュリティには十分配慮することとする。
- 10 ビデオ会議の実施に際しては、事務局の職員が必要な支援を行うこととする。
- 11 遠隔地参加者には、日本学術会議庁舎内で会議を行う場合と同様に、手当を支給する（外部の参考人を招致した場合は、「手当」を「謝金」と読み替えて適用する。）。ただし、小委員会については支給しない。

附 則

- 1 この決定は、平成25年1月15日から施行する。
- 2 この決定については、施行後の運用を踏まえ、必要な見直しを行うこととする。

附 則（平成28年6月24日日本学術会議第230回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。